

# 山形県公報

令和3年10月26日(火) 第250号

							·	毋 则 八· 並 唯 口 光 11
			_	目	次	_		
				告	示			
ОЩ	形県指定金	融機関等県公	金取扱規程の	一部を改正	する規程		(	会 計 局)…1051
				選挙管理	委員会関係			
				告	示			
○直	接請求に必	要な有権者の	数					1053
				公	告			
○監	査結果の公	表					····· ( <u>l</u>	監査委員)…同
				告	示	<u>_</u>		
山形		機関等県公金	取扱規程の一	部を改正す	る規程を次の	ように定める	5.	
令	和3年10月2	26日			山形県	知事 吉	村	美栄子
		金融機関等県				口) の 如土	140 L = 12	・ルナナッ
川形	県指疋金融 <sup>(</sup>	株式会社 山形銀行	山形駅前支	1	東告示第703 <del>5</del> 丁2番5号	株式会社		一
別表	第2中							を
		"	鈴川支店	# 五- 番13号	上鈴二丁目 1	,,	II	
Γ	14 A 4-44	W 111 ++ ++	.I. W + T 1 1	\	14 A 4-44			<b>-</b> J
	株式会社山形銀行	野川文店	山形市五十針番13号	第二】目Ⅰ	株式会社 り 山形銀行	県「文店   	に、	
		東山形支店	ル 小白戸 8番26号	川町一丁目	ıı .	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,		
	11	馬見ケ崎支店	# 馬見名	ケ崎四丁目	11	"	を	
	II	東山形支店	" 小白月 8番26号	川町一丁目	n .	"	に、	

JJ	流通センタ 一支店	ッパール 流通センター二 丁目3番地	"	II	
JJ	寿町支店	〃 寿町14番12号	"	II	- を
"	寿町支店	# 寿町14番12号	"	11	]   \c.
ı,	南四番町 考店	デ	"	n	
"	南四番町 3	フ	l II	II	
JJ	山形北営 部	き "馬見ケ崎四丁目 7番2号	n n	II	に、
"	三日町支店	三 山形市幸町2番5号	"	11	
JJ	東原支店	<ul><li>ル 小白川町一丁目</li><li>8番26号</li></ul>	"	"	<u>.</u>
					ل <sup>ل</sup>
"	山形駅前支 店	近 山形市旅篭町二丁目 2 番31号	"	II	
"	三日町支店	吉 〃 幸町2番5号	II	11	
"	東原支店	ッカー ル ル カー	"	"	に改める。
"	馬見ケ崎 <sup>3</sup> 店	で	ll ll	11	
"	流通センタ	7 11	ıı	II	

## 選挙管理委員会関係

#### 告 示

#### 山形県選挙管理委員会告示第79号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項及び第75条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の 1の数、同法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数並びに地方自治法第80条第1項に規定する選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりである。

令和3年10月26日

山形県選挙管理委員会 委員長 粕 谷 真 生

選挙権を有する者の総数の50分の1の数 18,142人

選挙権を有する者の総数の80万を超える数に 8 分の 1 を乗じて得た数と40万に 6 分の 1 を乗じて得た数と40万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数 213,383人

県議会議員の選挙における選挙区ごとの選挙権を有する者の総数の3分の1の数

j	選挙 区	名	3分の1の数	ij	選挙 区。	名	3分の1の数	Ĭ	選挙 区 ⁄	名	3分の1の数
Щ	形	市	68, 640人	上	山	市	8,568人	南	陽	市	8,678人
米	沢	市	22, 295人	村	山	市	6,625人	東	村 山	郡	7,116人
鶴	岡	市	35, 115人	長西	井 市 置 賜	ī • 郡	15, 106人	最	上	郡	10,666人
酒飽	田海	市 · 郡	32, 580人	天	童	市	17,207人	東	置賜	郡	10,567人
新	庄	市	9,746人	東	根	市	13,213人	東	田川	郡	7,914人
寒西	河 江 村 山	市・	21,997人	尾北	花 沢 村 山	<b>†・</b> 郡	6,327人				

# 公 告

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第1項、第2項及び第4項の規定により、令和3年8月から同年9月に実施した監査の結果に関する報告について、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和3年10月26日

 山形県監査委員
 森
 谷
 仙
 一
 郎

 山形県監査委員
 松
 田
 義
 彦

 山形県監査委員
 海
 老
 名
 信
 乃

#### 第1 監査の概要

(1) 監査の基準

山形県監査委員監査基準(令和2年4月県監査委員訓令第1号)に準拠して実施

(2) 監査の種類

財務監査 (定期監査)

(3) 監査の対象及び着眼点 (評価項目)

財務等に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を

挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか

#### (4) 監査の実施内容

関係書類を調査するとともに、監査対象機関の長等から説明を聴取するなどの方法により実施

## 第2 監査実施状況

監査は、監査対象機関66箇所について、次のとおり実施した。

監 査 対 象 機 関	実 施 年 月 日	担当監	査 委 員
秘 書 課	令和3年8月6日	松田委員	_
広 報 広 聴 推 進 課	令和3年8月6日	松田委員	_
人 事 課	令和3年8月6日	松田委員	_
企 画 調 整 課	令和3年8月6日	松田委員	_
総合交通政策課	令和3年8月6日	松田委員	_
やまがた幸せデジタル推進課	令和3年8月6日	松田委員	_
統 計 企 画 課	令和3年8月6日	松田委員	_
女性·若者活躍推進課	令和3年8月6日	森谷委員	海老名委員
商工產業政策課	令和3年8月6日	森谷委員	海老名委員
中小企業・創業支援課	令和3年8月6日	森谷委員	海老名委員
工業戦略技術振興課	令和3年8月6日	森谷委員	海老名委員
商業・県産品振興課	令和3年8月6日	森谷委員	海老名委員
貿 易 振 興 課	令和3年8月6日	森谷委員	海老名委員
財政課	令和3年8月23日	星川委員	松田委員
KI BY IK	日和3年6万20日	森谷委員	海老名委員
下水道課	令和3年8月23日	星川委員	松田委員
1 水 坦 咻	日和 5 千 6 万 25 日	森谷委員	海老名委員
行 政 改 革 課	令和3年8月23日	星川委員	松田委員
学 事 文 書 課	令和3年8月23日	星川委員	松田委員
管 財 課	令和3年8月23日	星川委員	松田委員

税 政	課	令和3年8月23日	星川委員	松田委員
雇用・コロナ失業対策	策 課	令和3年8月23日	森谷委員	海老名委員
管理	課	令和3年8月23日	森谷委員	海老名委員
建 設 企 画	課	令和3年8月23日	森谷委員	海老名委員
都 市 計 画	課	令和3年8月23日	森谷委員	海老名委員
空 港 港 湾	課	令和3年8月23日	森谷委員	海老名委員
農 政 企 画	課	令和3年8月24日	星川委員	松田委員
農業経営・所得向上推	進課	令和3年8月24日	星川委員	松田委員
6 次 産 業 推 進	課	令和3年8月24日	星川委員	松田委員
県産米ブランド推立	進 課	令和3年8月24日	星川委員	松田委員
農 村 計 画	課	令和3年8月24日	星川委員	松田委員
農 村 整 備	課	令和3年8月24日	星川委員	松田委員
森林ノミクス推進	車 課	令和3年8月24日	星川委員	松田委員
県 土 利 用 政 策	課	令和3年8月24日	森谷委員	海老名委員
道 路 整 備	課	令和3年8月24日	森谷委員	海老名委員
道 路 保 全	課	令和3年8月24日	森谷委員	海老名委員
河 川	課	令和3年8月24日	森谷委員	海老名委員
砂防・災害対策	課	令和3年8月24日	森谷委員	海老名委員
建 築 住 宅	課	令和3年8月24日	森谷委員	海老名委員
農業技術環境	課	令和3年8月30日	星川委員	松田委員
園 芸 農 業 推 進	課	令和3年8月30日	星川委員	松田委員
畜 産 振 興	課	令和3年8月30日	星川委員	松田委員
水 産 振 興	課	令和3年8月30日	星川委員	松田委員
健 康 福 祉 企 画	課	令和3年8月30日	森谷委員	海老名委員
			I .	l .

新型コロナワクチン接種総合企画課	令和3年8月30日	森谷委員	海老名委員
医療 政 策 課	令和3年8月30日	森谷委員	海老名委員
地 域 福 祉 推 進 課	令和3年8月30日	森谷委員	海老名委員
がん対策・健康長寿日本一推進課	令和3年8月30日	森谷委員	海老名委員
教 育 政 策 課	令和3年9月2日	星川委員	松田委員
教 職 員 課	令和3年9月2日	星川委員	松田委員
生 涯 教 育 ・ 学 習 振 興 課	令和3年9月2日	星川委員	松田委員
義 務 教 育 課	令和3年9月2日	星川委員	松田委員
特別 支援 教育 課	令和3年9月2日	星川委員	松田委員
高 校 教 育 課	令和3年9月2日	星川委員	松田委員
スポーツ保健課	令和3年9月2日	星川委員	松田委員
高 齢 者 支 援 課	令和3年9月2日	森谷委員	海老名委員
障 が い 福 祉 課	令和3年9月2日	森谷委員	海老名委員
観光復活戦略課	令和3年9月2日	森谷委員	海老名委員
文化振興・文化財活用課	令和3年9月2日	森谷委員	海老名委員
スポーツ振興・地域活性化推進課	令和3年9月2日	森谷委員	海老名委員
人 事 委 員 会 事 務 局	令和3年9月2日	森谷委員	海老名委員
労働委員会事務局	令和3年9月2日	森谷委員	海老名委員
総 務 厚 生 課	令和3年9月3日	星川委員	松田委員
福利厚生課	令和3年9月3日	星川委員	松田委員
警 察 本 部	令和3年9月3日	星川委員	松田委員
会 計 局	令和3年9月3日	森谷委員	海老名委員
議 会 事 務 局	令和3年9月3日	森谷委員	海老名委員
監 査 委 員 事 務 局	令和3年9月3日	森谷委員	海老名委員

#### 第3 監査の結果

是正又は改善を要する事項は次のとおりであり、それらを除いては、上記により監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われている。

#### (1) 指摘事項

監査において、是正又は改善を要するとして指摘したものは、次のとおりである。

#### イ 学事文書課

(イ) 契約の締結又は履行が適切でないものがある。

(内容)

業務委託契約において、契約保証金を徴すべきところ、徴していないもの 1件

令和2年度公文書ファイルのクリーニング業務委託

契約金額 2,860,000円 要契約保証金 286,000円

#### 口 税政課

(イ) 執行管理体制が適切でないものがある。

(内容)

自動車税の納税通知書送付事務において、内部けん制が的確に機能せず、口座振替を利用している県民の一部に対し、誤って現金納付用の納税通知書を送付したもの

対象者 627名 (830台分)

#### ハ 建築住宅課

(イ) 補助金等の交付事務が適切でないものがある。

(内容)

交付要綱の補助対象に関する規定が不十分だったため、一部、国の交付金を財源とすることができず、

一般財源から支出したもの 1件

令和2年度山形県住環境向上及び住宅・木材産業活性化緊急促進事業費補助金

補助金額

1,308,000円

うち一般財源支出額 668,000円

#### ニ 水産振興課

(4) 支出事務が適切でないものがある。

(内容)

請求書提出の催促等の適切な事務を行わず、未請求を理由に代金の支払を検査が完了した日から4箇月を超えてしていないもの 1件

ニジサクラ種苗の購入

検査日令和2年10月15日請求書受理日令和3年2月26日支払日令和3年3月12日

支払額 151,800円

#### ホ 義務教育課

(イ) 執行管理体制が適切でないものがある。

(内容)

国庫補助金に係る県の事務について、内部けん制が的確に機能せず、支払の事務手続に遺漏があったため、事業者が補助金の交付を受けていないもの 2件 合計35,867,000円

主な事例は以下のとおり

公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金

補助金額 29,474,000円

### へ スポーツ保健課

(イ) 補助金等の交付事務が適切でないものがある。

(内容)

国の交付決定通知日から交付決定日までの期間が3箇月以上のもの 35件

令和2年度部活動指導員配置促進事業費補助金

国の交付決定通知日 令和2年9月15日

交付決定日

令和2年12月22日

- ト 障がい福祉課
  - (4) 予算の計上が適切でないものがある。

(内容)

児童手当について予算額の計上を誤り、予算の流用手続を行わず、不適切な科目で支出したもの

a 予算の計上を誤ったもの

科目 児童手当

所要額 15,070,000円

12月補正予算計上額 10,380,000円

不足額 4,690,000円

b 不適切な科目で支出したもの 63件

令和3年2月10日支払分児童手当

誤科目 報償費

正科目 児童手当

支出額 5,130,000円 (公所分を含む)

(2) 注意事項

監査において、是正又は改善を要するとして注意したものは、次のとおりである。

#### イ 事務事業

(イ) 国庫補助金に係る県の事務について、内部けん制が的確に機能せず、支払の事務手続に遺漏があったため、県が補助金の交付を受けていないものがある。(高校教育課)

#### 口収入

(イ) 調定手続が、調定すべき日から1箇月を超えて遅延したものがある。(障がい福祉課)

#### ハ支出

- (イ) 事業完了日が令和3年度の補助事業に対して令和2年度予算で支払を行ったもので、1万円以上のものがある。(水産振興課)
- (ロ) 請求書を受理しているにもかかわらず、支払期限内に支払をしていないものがある。(商工産業政策課)
- (ハ) 請求書提出の催促等の適切な事務を行わず、未請求を理由に代金の支払を検査が完了した日から2箇月を超えてしていないものがある。(農業技術環境課、畜産振興課、義務教育課)

#### ニ 補助金

- (イ) 交付申請日から交付決定日まで又は実績報告日から額の確定日までの期間が2箇月以上のものがある。 (商工産業政策課、中小企業・創業支援課)
- (p) 変更交付決定に伴う補助金の返還について、戻入決定が変更交付決定の日から1箇月を超えて遅延しているものがある。(商工産業政策課、商業・県産品振興課)
- (n) 経費配分の変更を行っているにもかかわらず、交付要綱に規定する変更の承認手続を行っていないものがある。(女性・若者活躍推進課)

